

障がいのある子ども・家庭への支援

支援項目	対象	内容	問合せ先
心身障害者 医療費助成	身体障害者手帳4級以上、療育手帳B中度以上、またはIQ50以下、精神障害者保健福祉手帳1級で通院の方	受給資格を有する期間の医療費の自己負担を助成します。 (R4.9から所得制限あり)	市民課 医療年金グループ ☎ 84-5005 MAP-2
就学奨励費	学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者または、特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者等	経済的負担能力の程度に応じて就学に必要な経費の一部を補助します。	教育総務課 保健給食グループ ☎ 84-5073 MAP-2
小集団指導 (こみけ)	通級指導教室(まなびの教室・さずきの教室・ことばの教室)、適応指導教室(ふれあい教室)に通う児童・生徒	対象となる児童・生徒の中から、コミュニケーションや社会性を育てる指導が必要な子どもに小集団の指導や保護者支援を行います。 (年8回程度)	学校教育課 教育研究グループ ☎ 84-5077 MAP-2
あいあい 「白鳥の湯」 無料入浴券支給	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方、およびその介助をされている方(1人)	白鳥の湯無料入浴券(年間24回利用可能)を交付します。	地域福祉課 福祉総務グループ ☎ 84-3311 MAP-1